

令和5年12月7日

各市町村高齢者施設等整備担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

(公 印 省 略)

令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における二次協議の
実施について（依頼）

平素より、本県における介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、別添のとおり厚生労働省老健局高齢者支援課から標記交付金に係る二次協議を実施する旨の事務連絡がありました。

つきましては、事業の実施について御検討いただき、希望がある場合は、下記により協議書類を提出してください。

記

1 補助対象事業及び補助協議単価等

国参考資料（参考1-4）のとおり。

※定員29人以下の地域密着型・小規模施設等が市町村補助対象となります。

2 提出資料

(1) 「防災・減災等事業整備計画書」（別添2）

別添2に関係する以下の資料を付すこと。

ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

※原則、公的機関の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

(2) 「整備計画一覧表」（別添3）※該当する事業分のみ

3 提出先

愛知県福祉局高齢福祉課施設グループ

4 提出方法・部数

(1) 別添2の資料及び必要添付書類 紙媒体 3部

(2) 別添3の資料及び必要添付書類 紙媒体 3部 + 電子媒体

5 提出期限

令和6年1月11日（木）

6 留意事項

（国の採択方針）

予算の範囲内で交付するものとし、以下の方針により採択を行う予定

①令和6年4月1日より義務化される業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外。

②実施主体（自治体）の事業ごとの優先順位

※優先順位については事業の重要性や緊急性を十分に勘案し、付番すること。

③国土強靱化地域計画の策定がない自治体は原則補助対象外。国土強靱化地域計画に明記された事業

④「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定、以下「加速化対策分」という。）に基づく整備

※加速化対策分（耐震化改修、非常用自家発電整備、水害対策強化事業及びブロック塀改修）のうち、特に進捗が遅れている耐震化設備整備、水害対策強化事業を優先的に採択予定。

（予算関係）

- ・上記のとおり、国の採択方針に影響するため、各市町村においては、優先順位や福祉避難所の指定状況等、別添3の確認項目を必ず正確に記載してください（必要に応じて挙証資料の確認等を行うこと。）。

（事務処理関係）

- ・協議書類一式（特に要綱や参考1-4の整理票）をよく確認した上で、別添1のチェックリストを活用する等により、適切に内容の確認を行ってください。
- ・交付申請にあたっては、内示額を上回ることはないようお願いします。

担 当 施設グループ（藤井）

電 話 052-954-6287（ダイヤルイン）

メール korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp